

チームみやぎ強化アドバイザー招へい事業補助金交付要項

1 目的

高い指導力や豊富な指導経験等を有する全国の指導者を「チームみやぎ強化アドバイザー」として招へいし、競技力強化に特化した強化練習会や合宿等の実施、最新の技術指導の習得、国スポレベルの審判基準の十分な理解を図ることで、競技得点獲得の定着化を目指す。

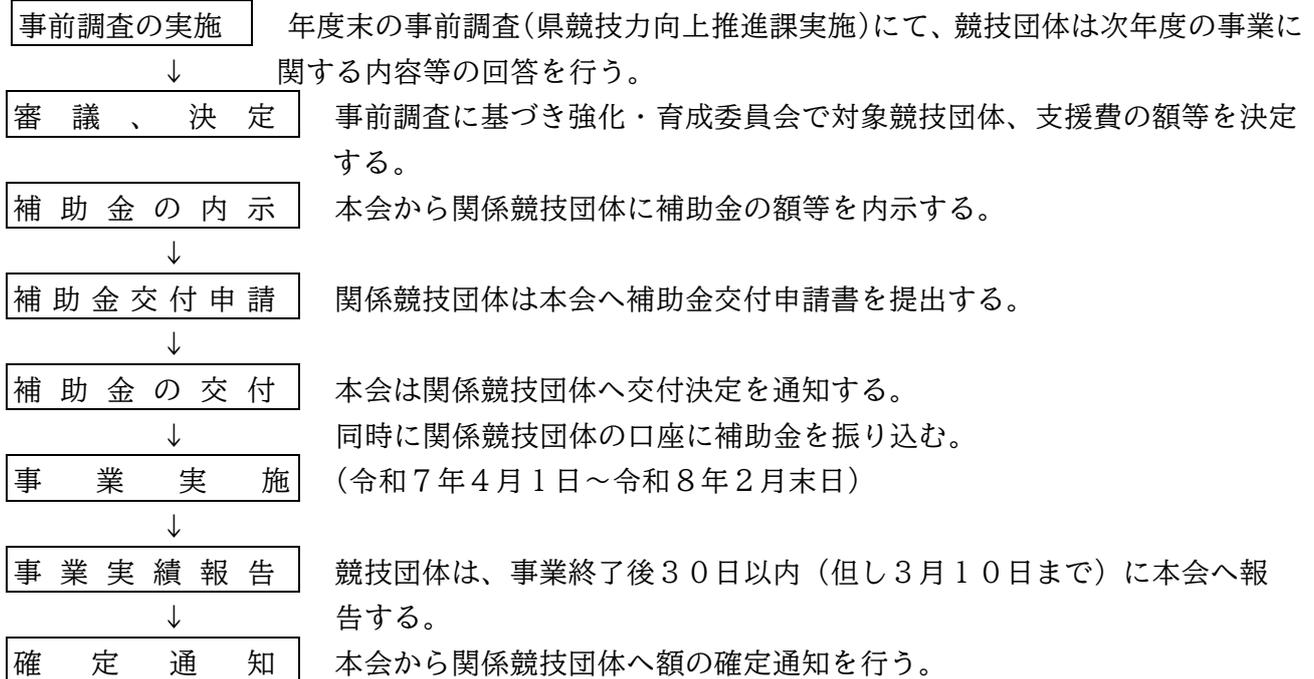
2 補助対象

- (1) 高い指導力や豊富な指導経験等を有する招へい指導者。
- (2) 年間3回程度の実施とする。

3 補助対象経費 (領収書の宛名は、競技団体名とする。)

- (1) 旅費 講師に係る旅費、交通費、宿泊費、旅行雑費
- (2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料
- (3) 報償費 講師謝金
- (4) 食糧費 講師昼食費のみ(税込1,500円未満)
- (5) 需用費 消耗品、講師の移動に伴う燃料費
- (6) 役務費 通信運搬費、振込手数料、講師や参加者の傷害保険料

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 強化・育成委員会で承認を得る。

6 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正